

大玉村立大山小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、該当児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。
(いじめ防止対策推進法より)

また、「いじめ」に当たるか否かの判断に当たっては、次の6点を踏まえる。

- (1) いじめられた児童生徒の立場に立つこと。
- (2) いじめられている本人が否定する場合もあるため、法の「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈することがないように努めること。
- (3) 特定の教職員で判断することなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用すること。
- (4) けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し判断すること。
- (5) インターネット上で悪口を書かれるなど、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、法の趣旨を踏まえた適切な対応に努めること。
- (6) 教員の指導によらずして、当事者間でいじめの解消が行われた場合、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能であるが、法が定義するいじめに該当するため、法第22条の学校いじめ対策組織へ事案の情報共有を行うこと。

上記の考えのもと、全ての教職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」という共通認識に立ち、全校児童がいじめのない学校生活を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を定める。

(2) いじめの基本認識

- ① いじめは人間として絶対許されないという強い意識に立つ。
- ② いじめ問題に対しては被害者の立場に立った指導を行う。
- ③ いじめ問題は学校の在り方が問われる問題である。
- ④ 関係者が一体となって取り組むことが必要である。
- ⑤ いじめ問題は家庭教育の在り方に大きく関わる問題である。
- ⑥ 配慮が必要な児童について特性を踏まえた適切な支援を行う必要がある。

(3) いじめ防止の基本姿勢(ネット上のものも含む。)

- ① いじめを許さない、見過ごさない学級・学校づくり等、未然防止に努める。
- ② いじめの早期発見、早期解決のために、さまざまな手段を講じる。
- ③ いじめの早期の適切な対応のために、該当児童の安全を保障するとともに、指導体制を整え、解決に向けて家庭と連携して取り組む。
- ④ 学校内だけでなく、各種団体や専門機関と協力して、事後指導にあたる。

2 いじめの未然防止に向けて(いじめを生まない土壌づくり)

いじめを防止するには、全ての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に事前の働きかけ、すなわち未然防止の取組を行うことが最も有効な対策である。

そのためには、児童一人一人の自己有用感を高め、認め合える校風を醸成していくことが大切である。

また、指導に当たっては、児童生徒がいじめの問題を主体的に捉えることができる取組を実践し、いじめが重大な人権侵害に当たり、刑事罰の対象となり得ることを理解させる。

(1) 人権教育の充実

- いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを、児童に理解させる。
- 人権フィルターに基づいた授業づくりにより心がけ、児童一人一人が相手を思いやることができよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

(2) 道徳教育の充実

- 「郷土愛」の意義、「人と人との絆」を考えることができる道徳教育を推進する。
- 道徳の授業により、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじ

- め」を未然に防止する。
- 「いじめをしない」「いじめを許さない」という人間性豊かな心を育てる。
 - 児童の心根が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑止する。
- (3) 体験活動の充実
- 児童が、他者や社会、自然との直接的な関わりの中で自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、ともに生きる心に自らが気づき、発見し、体得する。
 - 環境や自然、福祉等を発達段階に応じた体験活動として教育活動に取り入れる。
- (4) 少数教育の充実
- 少数の児童を育実させ、児童・生徒に達成感や充実感を味わわせ、生徒指導の3つの機能（自己存在感、自己決定の場、共感的人間関係）を取り入れた授業の推進と、教員が児童・生徒一人一人に向き合い、児童・生徒が抱える課題やその背景を的確に把握し、きめ細やかに対応することにより、いじめ等の未然防止に努める。
- (5) コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実
- 「ふれあいタイム」や縦割り清掃などの活動を通して、異学年交流を図る。
 - 話し合い活動を大切にした創意ある係活動や委員会活動を進める。
 - 代表委員会を中心とした「あいさつ運動」を推進する。
- (6) 情報モラル教育の推進
- インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象になり得るなど、重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な被害を与えかねない行為であることを、児童に対し具体的に理解させる。
 - 情報モラルや情報リテラシーに関する教育を推進するとともに、保護者に対して、インターネットを通じて行われるいじめの現状や対策についての周知に努める。
- (7) 保護者や地域への働きかけ
- 授業参観や保護者研修会、大山小ホームページ、学校・学年だより等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
 - PTAに各会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針等の情報を伝え、意見交換する場を設ける。
 - 「おたまたま学園」の生徒指導委員会において、村内の幼稚園や小・中学校間の情報交換を定期的に行う。
 - 「ふくしま24時間子ども SOS」や「ダイヤル SOS」など他機関の窓口について周知する。

3 早期発見・早期解決にむけて（変化に対する敏感な気付き）

いじめの早期発見・早期解決の基本は、児童の些細な変化に気付くこと、気付いた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。そのためには、教職員がこれまで以上に意識的に児童の様子に気を配り、いじめを見抜く目を養うことが重要である。

- (1) 日々の観察
- 教職員が児童とともに過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。
 - 休み時間や昼休み、放課後等での触れ合いの機会を大切にし、児童の様子や会話から心の変化をとらえる。
 - いじめの早期発見のためのチェックリストを活用する。
 - 児童や保護者に伝え、相談しやすい環境づくりに努める。
- (2) 日記や連絡帳の活用
- 日記や連絡帳の活用によって、担任と児童・保護者が日頃から連絡を密にし、信頼関係を構築する。
 - 気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。
- (3) 教育相談の実施
- 定期的な教育相談期間を設けて、全児童を対象とした教育相談を実施する。（2学期実施）
 - 担任と信頼関係をつくる。
 - 日常生活の中での教職員の声かけ等、児童が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- (4) いじめ実態調査（学校生活アンケート）の実施
- いじめ発見の手立てとして、毎月実施する。
 - 実施にあたっては、生活行動アンケートの中に入れて調査し、実態の早期発見に努める。
- (5) Q-Uテストの実施
- 学級生活状況調査のために、年間2回実施する。（5月、11月）

4 いじめの早期対応について（問題を軽視せず、迅速かつ組織的な対応）

いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、校長のリーダーシップのもと、「いじめ防止対策委員会」が中心となり、事実関係の把握、被害児童のケア、加害児童の指導など、問題が解消されるまで取り組む。抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わない特定の教職員の法が規定に違反し得る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないいじめは、単に謝罪を促すだけでは、少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。

- A いじめに係る行為が止んでいること。
(被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月を目安に相当の期間継続していること。)
- B 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
(いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察すること。)

- (1) 正確な実態把握
○ 当事者双方や周りの児童からの聴き取りを行い、情報収集と記録、いじめの事実確認等に努める。
○ 関係教職員と情報を共有し、事案についてできるだけ正確に把握する。
○ 一つの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握するよう心がける。
- (2) 指導体制・方針の決定
○ 教職員全員で共通理解を図り、指導のねらい・方針等を明確にする。
○ 問題を把握したら一人で抱え込まず、指導体制を整え、対応する教職員の役割分担を明確にして組織で対応する。
○ 教育委員会や関係機関との連絡調整を密に行う。
(「報告・連絡・相談」の徹底)
- (3) 児童への指導・支援
○ いじめられた児童の保護に努め、心配や不安を取り除く。
○ いじめた児童に対して、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識を持たせる。
○ いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせ、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせることで行動の変容を図る。
- (4) 保護者との連携
○ いじめ事案解消のための具体的な対策について丁寧に説明する。
○ 保護者の協力を求め、学校との連携について十分に協議する。
- (5) いじめ発生後の対応
○ 継続的に指導・支援を行う。
○ SCやSSW等を活用し、児童の心のケアに努める。
○ 心の教育・命の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。
- (6) 全体指導計画の見直しと実践的な校内研修の実施
○ 児童理解に関する研修、指導援助の在り方に関する研修を実施する。
○ 各分掌の役割を明確化し、日常的な取組を実施する。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と調査

- ① 重大事態の意味
重大事態とは、法第28条において以下のように示されている。
一 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき
二 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき
なお、児童生徒の生命、心身、又は財産に重大な被害が生じる場合とは、
・児童生徒が自殺を企図した場合
・身体に重大な傷害を負った場合
・金品等に重大な被害を被った場合
・精神性の疾患を発症した場合
などのケースが想定される。
相当な期間については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日間を目安としている。ただし日数だけではなく、児童の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。
また、児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態ととらえる必要がある。
- ② 重大事態の報告
重大事態の思われる案件が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。
- ③ 調査の趣旨及び調査主体
調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う

ものである。学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、だれから行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったのか、教職員がどのような問題があったのか、教職員がどのように対応したかなどの事実関係を明確にする。

なお、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分に結果が得られないと判断された場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合には、教育委員会が調査を実施する。

- ④ 調査結果の提供及び報告
いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。

6 いじめ防止のための校内組織

いじめ防止等に組織的に対応するため、既存の「生徒指導協議会」の機能を活かすとともに、いじめ防止や対策のための「いじめ防止対策委員会」を設置する。

(1) 「いじめ防止対策委員会」

- 構 成 員： 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、学年主任、その他関係教職員
※ 必要に応じて、SSW、SC、村教育委員会、その他関係機関の参加を要請する。
- 目 的： 「いじめ防止基本方針」に基づく取組を実施し、進捗状況の確認や定期的な検証を行う。
- 開催計画： 必要に応じた随時開催

(2) 「生徒指導協議会」

- 構 成 員： 全職員 ※ SSW、SCの参加も認める。
- 目 的： いじめ等の問題傾向のある児童についての情報交換とその対応について話し合う。
- 開催計画： 毎月1回

7 年間運営計画・評価と改善

運営・推進事項	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
(1) いじめ防止対策委員会(臨時) ※適宜開催	●										->	●
(2) いじめ防止委員会(定例) (生徒指導協議会)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
◎ 取組の評価と改善 ・いじめアンケート項目の検討 ・学期の取組の評価、次年度方針検討・作成 ・学校関係者評価委員会による評価、まとめ ・説明責任(PTA全体会・総会)	◎			◎					◎		◎	
(3) いじめアンケート実施・回収 ※毎月	●										->	●
(4) 家庭訪問		●										
(5) 児童教育相談								●				
(6) 個別懇談									●			
(7) Q-Uテスト		●						●				

8 いじめ防止に向けた協議・連絡体制

